

令和5年6月12日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

オンライン資格確認等システムの表示等について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムにて、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることについて、厚生労働省のホームページにて別添のとおり、Q&Aが掲載された旨、厚生労働省関連課名にて日本医師会から周知依頼がございました。

- ・ 別添 Q&A に示されているような事案が生じた場合には、マイナンバーカードの健康保険証利用に関する問い合わせ先のマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）*1 でお問い合わせを受け付けていること
*1 受付時間（年末年始を除く）平日 9:30～20:00、土日祝 9:30～17:30
- ・ 医療機関等の問い合わせについては、オンライン資格確認等コールセンター（0800-080-4583）*2 でも受け付けていること。
*2 受付時間（年末年始を除く）平日 8:00～18:00、土 8:00～16:00
- ・ 資格情報が「資格（無効）」または「資格情報なし」となる場合は、電子処方箋対応施設においても、電子処方箋の交付や、処方箋情報の登録・取得等ができなくなるため、従来の紙の処方箋による対応をお願いしたいこと

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【Q&A 掲載ページ URL】

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用について Q21（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html#Q21
- ・ オンライン資格確認 QA 集 Q21（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24976.html#Q21
- ・ マイナンバー総合フリーダイヤルについて
<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>
- ・ 医療機関等向けのオンライン資格確認等コールセンター
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-7.html>



オンライン資格確認の表示に関するQ & A

別添

Q 医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのですか。

A **転職等により医療保険の資格変更があった場合**には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。事業主から保険者への届出は5日以内とされており、また、今般新たに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにしていますが、現在、新しい保険証がお手元に届くまでに一定の期間を要するのと同様に、**データ登録までには一定の期間を要する**ため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されます。

また、オンライン資格確認等システムにおいては、**新規データ登録時にシステムチェック**を行っています。データ登録時の誤りを防止するために、**誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、保険者において確認**を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。

※資格情報が「資格（無効）」「資格情報なし」となる場合は、電子処方箋対応施設においても、電子処方箋の交付や、処方箋情報の登録・取得等ができなくなるため、従前どおり紙の処方箋により対応いただくようお願いいたします。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 TEL06-6763-7001
総務課企画室 TEL06-6763-7021